

特定小型原動機付自転車の概要について

経緯

○ 「規制改革推進に関する答申」（令和2年7月2日規制改革推進会議決定）

- ・ いわゆる電動キックボードに関し、歩行者を含む様々な交通主体の安全性及び快適性を十分に確保することに留意しつつ、走行場所や車両保安基準について検証するための新事業を行うこと
- ・ さらに、新事業の結果を踏まえ、運転者の要件や、安全確保措置、車両の区分等の交通ルールの在り方について、制度見直しの要否を含め検討すること

○ 「成長戦略実行計画」（令和3年6月18日閣議決定）

電動キックボードの公道での走行について、実証事業の結果を踏まえ、関連する制度を見直す。

令和4年4月、特定小型原動機付自転車に関する規定の整備等を含む改正道路交通法が成立（令和5年7月1日施行）

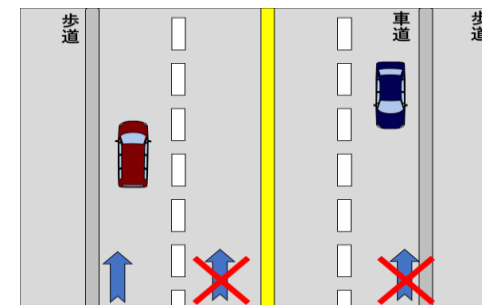
交通ルールの概要

- 構造上の最高速度が時速20km以下
- 16歳以上の者が運転免許なしで運転可能
- 乗車用ヘルメットの着用は努力義務
- ナンバープレートの表示義務
- 自動車損害賠償保険の加入義務
- 車道の左側端を通行しなければならない。

ただし、時速6キロメートルを超えて加速することができない構造であること等の基準を満たす特例特定小型原動機付自転車に限り、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識等が設置されている歩道を通行することができる。



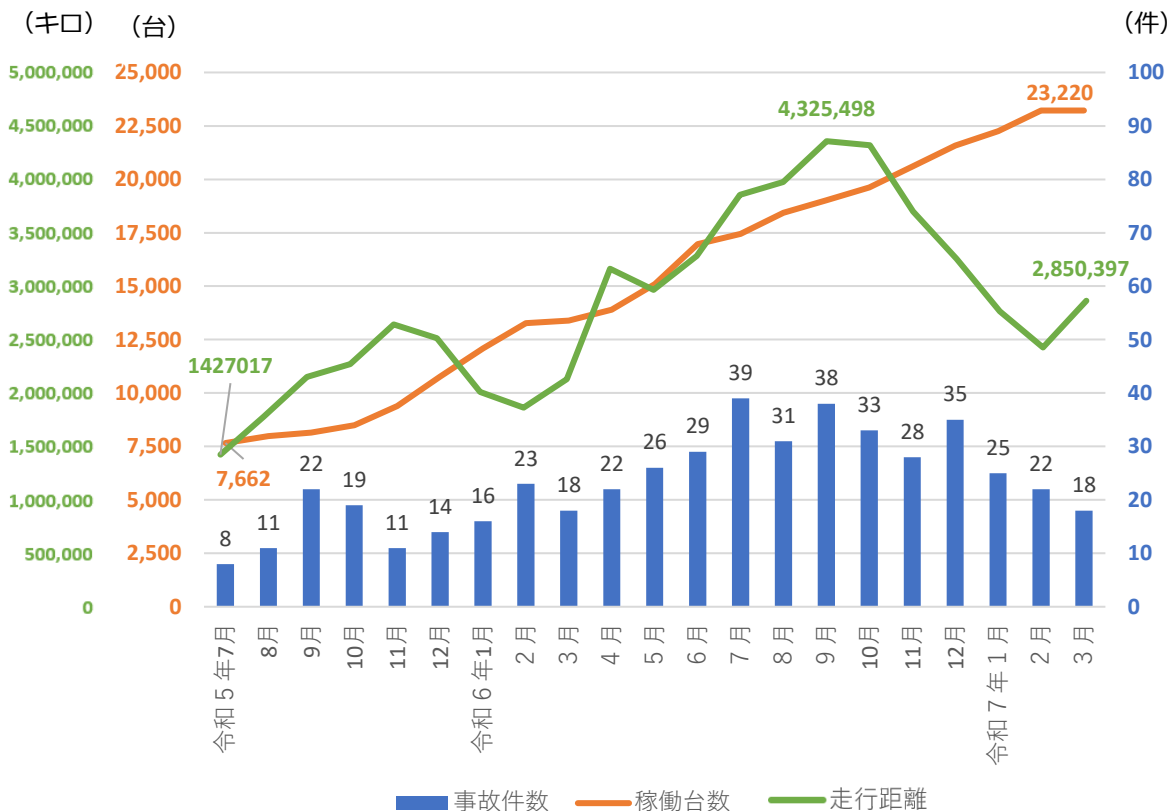
※ 写真は事業者提供



普通自転車等及び歩行者等専用

特定小型原動機付自転車関連事故の発生状況

- 事故件数の推移については季節的な変動が見られる。



特定小型原動機付自転車による死亡・重傷事故

●特定小型原動機付自転車関連事故の死亡重傷率 (令和6年)

事故件数	死傷者数	死者数	重傷者数	死亡重傷率
338	351	1	34	10.0%

※ 令和6年中の自転車関連事故の死亡重傷率は10.4% (死傷者数69,252人中、死者328人、重傷者6,856人)

●特定小型原動機付自転車による死亡事故 (令和6年8月発生：沖縄県警察)

令和6年8月、沖縄県内において、男性（当時60歳代）がレンタルした特定小型原動機付自転車（※1）を運転中、転倒して（ヘルメット非着用（※2））死亡したもの。

※1 車両は自転車型。

※2 当該レンタル店舗では当時車体を貸出す際にヘルメットを無償で貸出していた。

※ 令和5年7月1日に特定小型原動機付自転車の制度が施行

※ 令和7年中の数値は4月22日時点の暫定値

※ グラフ中の稼働台数及び走行距離は国内大手シェアリング事業者2社の数値の合計

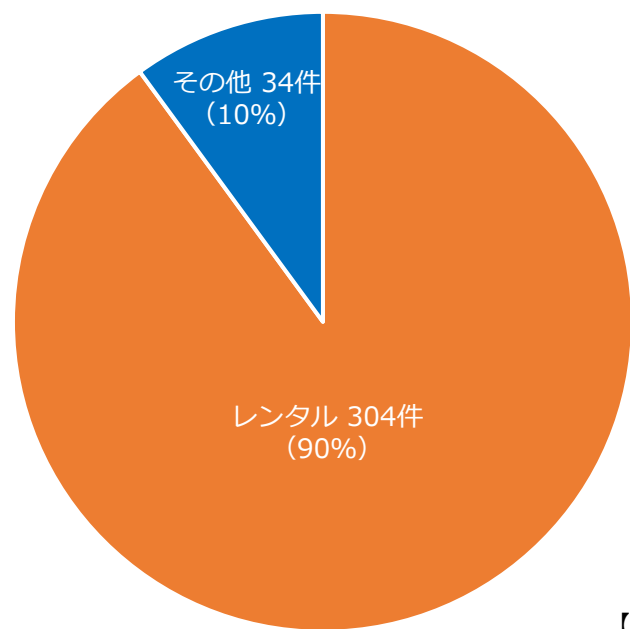
【参考】

- ・ 国内大手シェアリング事業者1社のアプリダウンロード数（累計）は2,445,247件（R6.3）から4,341,931件（R7.2）に増加
- ・ 特定小型原動機付自転車の保有台数（総務省調べ）は22,321台（R6.4.1）

特定小型原動機付自転車関連事故の用途別・発生場所別の発生状況（令和6年）

- 特定小型原動機付自転車の事故は、用途別ではレンタル車両が9割、発生場所別では東京が7割超。

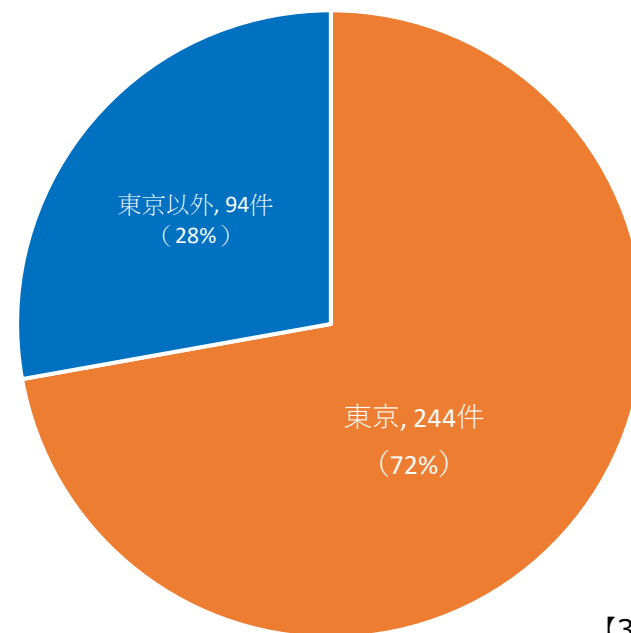
【用途別】



【338件】

※【自転車関連事故用途別】
レンタル：521件（0.8%）
その他：67,010件（99.2%）

【発生場所別】



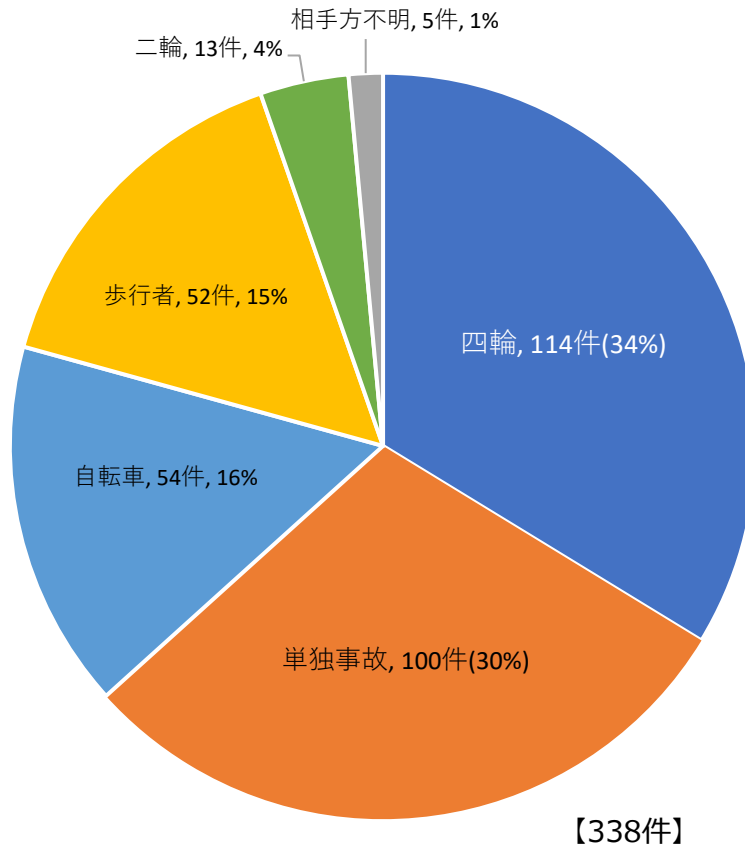
【338件】

※【自転車関連事故発生場所別】
東京：13,773件（20.4%）
東京以外：53,758件（79.6%）

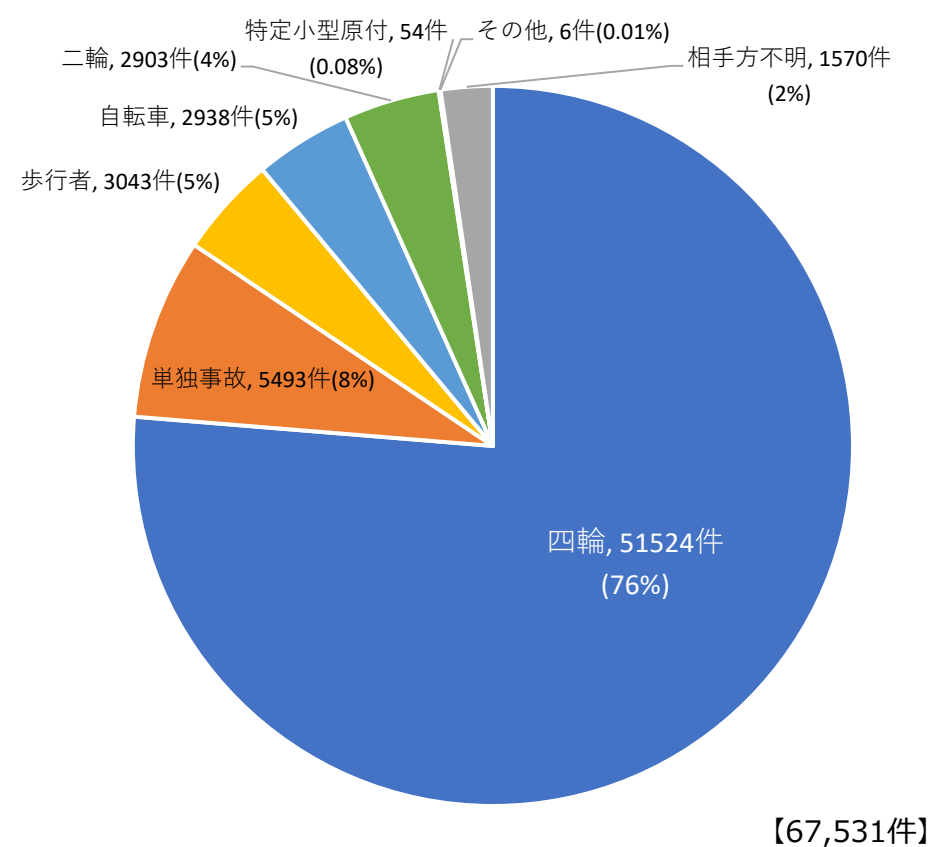
特定小型原動機付自転車関連事故の相手当事者別の発生状況（令和6年）

- 自転車関連事故と比較して、単独事故・対自転車事故・対歩行者事故の割合が高い。

【特定小型原動機付自転車関連事故の相手当事者別】



【自転車関連事故の相手当事者別】



【参考】当事者別関連事故死傷者数

○特定小型原動機付自転車関連事故死傷者数（令和 6 年）		
	特定小型原付	特定小型原付以外
死傷者数	238	110
死者数	1	0
重傷者数	27	7
軽傷者数	210	103

○自転車関連事故死傷者数（令和 6 年）		
	自転車	自転車以外
死傷者数	64,427	3,710
死者数	324	4
重傷者数	6,341	466
軽傷者数	57,762	3,240

○第一種原付及び第二種原付関連事故死傷者数（令和 6 年）		
	第一種・第二種原付	第一種・第二種原付以外
死傷者数	25,695	5,203
死者数	212	13
重傷者数	4,285	492
軽傷者数	21,198	4,698

○小型二輪及び軽二輪関連事故死傷者数（令和 6 年）		
	小型二輪・軽二輪	小型二輪・軽二輪以外
死傷者数	10,703	1,721
死者数	263	14
重傷者数	2,086	234
軽傷者数	8,354	1,473

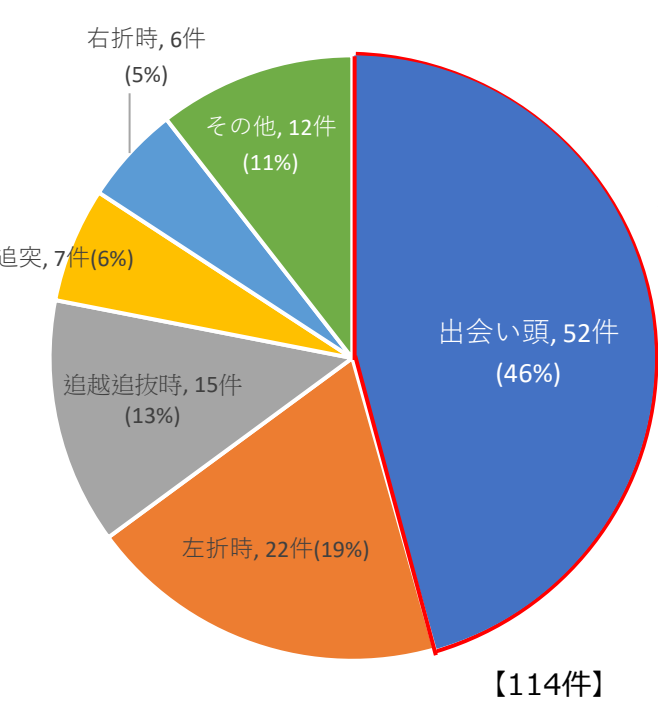
○自動車関連事故死傷者数（令和 6 年）		
	自動車	自動車以外
死傷者数	147,631	115,451
死者数	658	1,405
重傷者数	4,958	16,788
軽傷者数	142,015	97,258

※ それぞれの車両区分が第 1 当事者又は第 2 当事者となった事故における第 1 当事者及び第 2 当事者の死傷者を計上

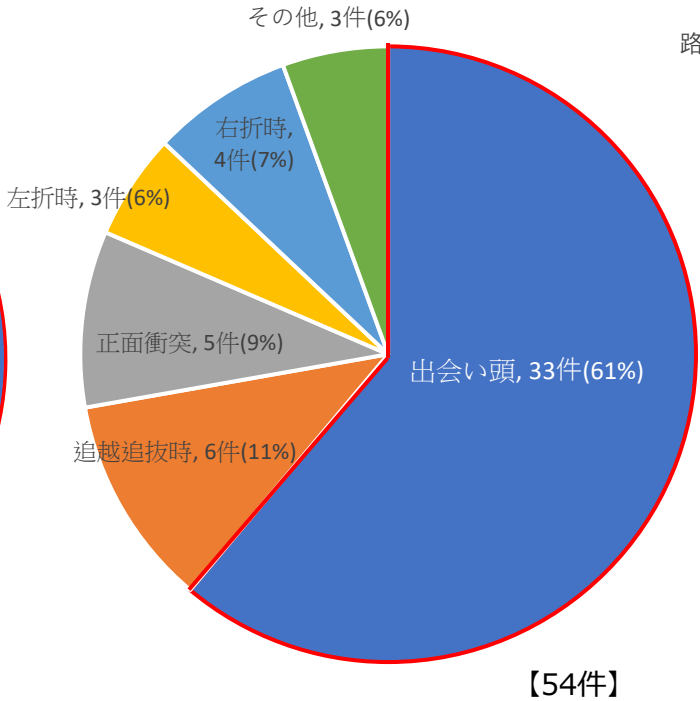
特定小型原動機付自転車関連事故（対四輪・対自転車・対歩行者）の事故類型別の発生状況（令和6年）

- 対四輪事故と対自転車事故では出会い頭の事故が多い。
- 対歩行者事故は横断中の事故が半数以上を占める。

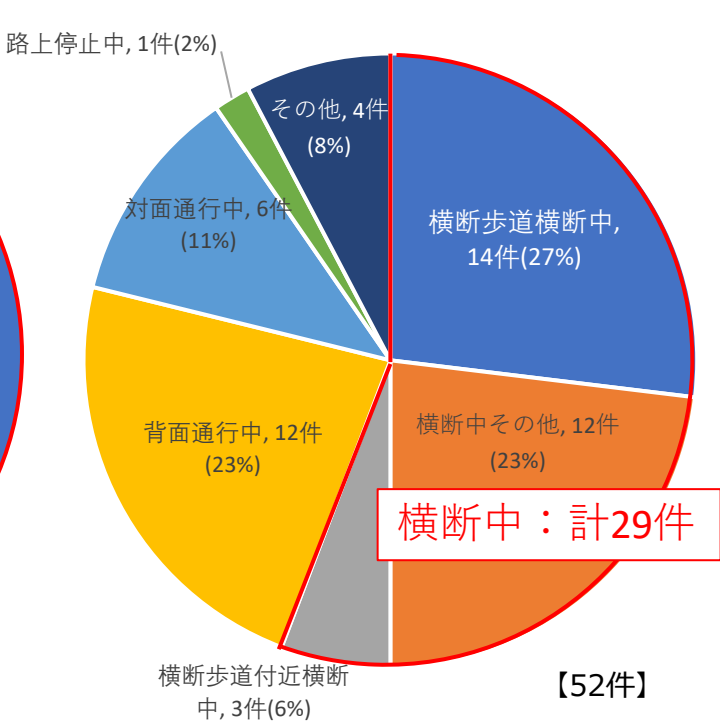
【特定小型原動機付自転車の対四輪事故の事故類型】



【特定小型原動機付自転車の対自転車事故の事故類型】



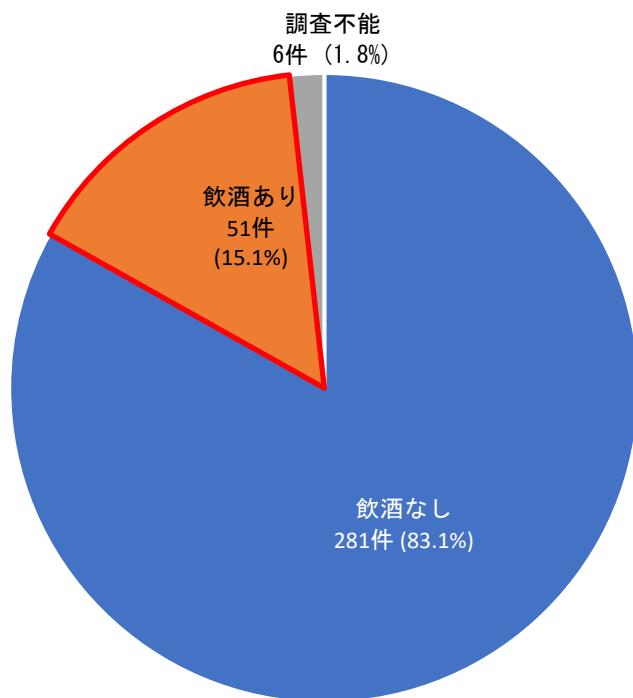
【特定小型原動機付自転車の対歩行者事故の事故類型】



特定小型原動機付自転車関連事故の飲酒事故の発生状況（令和6年）

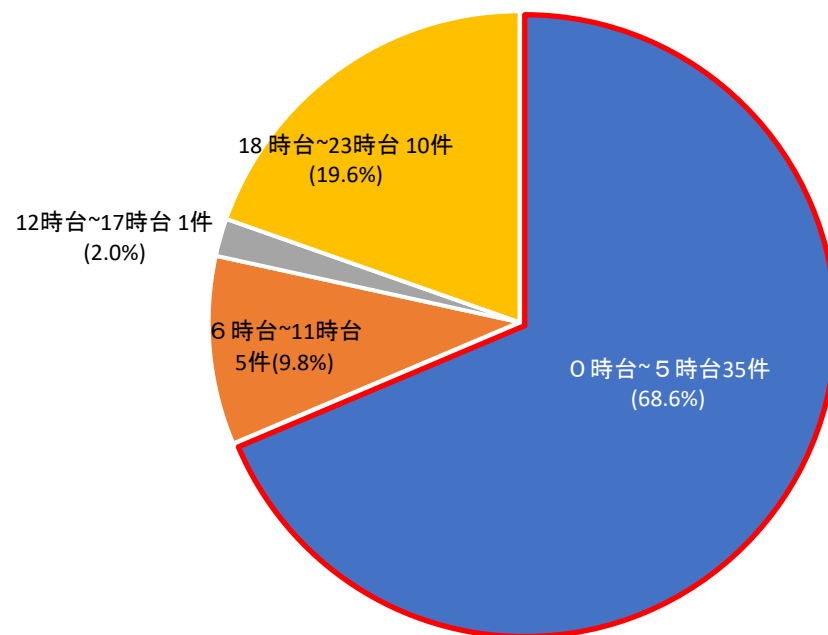
- 特定小型原動機付自転車関連事故全体(338件)のうち、特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒事故は51件(15.1%)発生(自転車：0.6%、一般原付：0.5%)。
- 発生時間帯別では、0時台から5時台が約7割を占める。

【飲酒の有無別】



【338件】

【発生時間帯別】



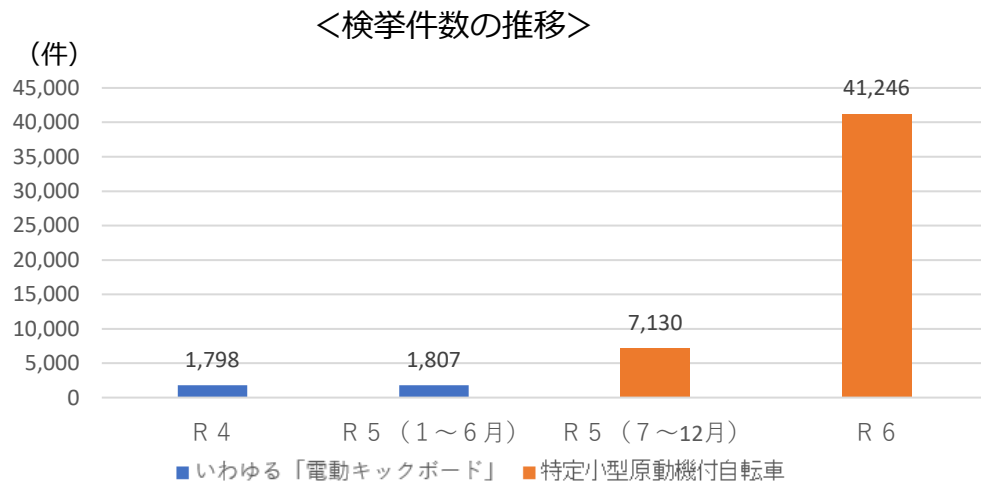
【51件】

特定小型原動機付自転車の交通違反の取締り等の推進

- 改正道路交通法により、特定小型原動機付自転車による違反の多くは交通反則通告制度の対象とされた。
→ 悪質・危険な違反行為や交通事故等の実態を踏まえた取締りや広報啓発を強化。

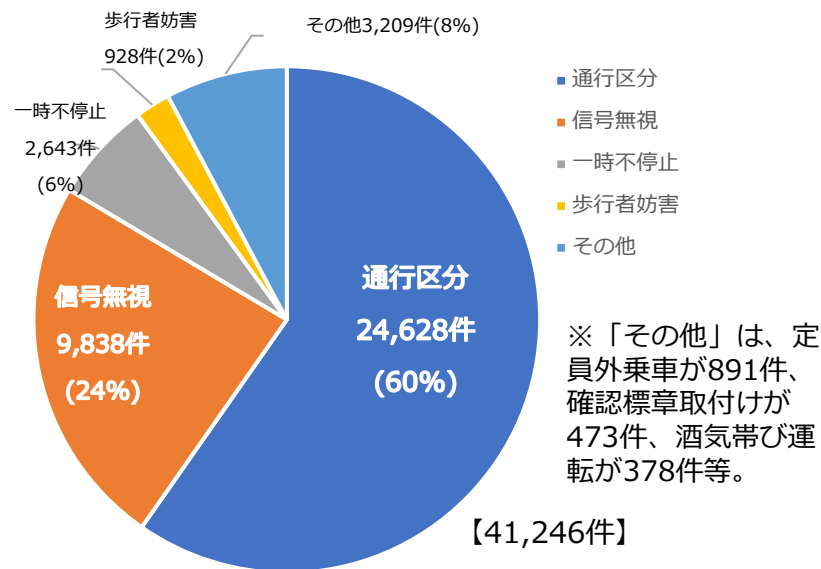
特定小型原動機付自転車の交通違反の検挙状況

- 令和6年中の検挙件数を違反類型別で見ると、通行区分違反が6割を占め、次いで、信号無視が24%を占める。



※ いわゆる「電動キックボード」については、令和5年7月に施行された改正道路交通法により、構造上の最高速度が20km/h以下であるなどの一定の要件を満たすものが「特定小型原動機付自転車」と規定された。

＜検挙件数（違反類型別）【令和6年】＞



警察による広報啓発事例

- 特定小型原動機自転車やその基本的な交通ルールについての動画を作成し、警察庁YouTubeやSNS等を活用して広報を実施。
- 特定小型原動機自転車の交通ルールについてのリーフレットを作成し、広報を実施。



＜広報啓発コンテンツ例＞
(左：リーフレット、上：動画)

関係事業者と連携した交通安全対策の推進状況

道路交通法の規定

第108条の32の4 特定小型原動機付自転車を販売し、又は貸し渡すことを業とする者は、当該特定小型原動機付自転車の購入者又は利用者に対し、交通安全教育指針に従つて特定小型原動機付自転車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育を行うように努めなければならない。

パーソナルモビリティ安全利用官民協議会（令和4年2月設置）

- 警察庁をはじめとする関係省庁、販売事業者、シェアリング事業者、プラットフォーム提供事業者等からなるパーソナルモビリティ安全利用官民協議会を設置し、令和7年3月までに計11回開催。
- 令和5年3月、「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」を策定。以降、会議において対策の取組状況をフォローアップ。

販売事業者が 取り組むべき交通安全対策

- 購入者に対する交通ルール等の周知
⇒ 購入者に対する交通ルールテストの実施や動画の視聴を必須化
- 保安基準に適合した車体の販売
⇒ 国土交通省における性能等確認を受けた車体のみを販売
- 乗車用ヘルメット着用の促進 等
⇒ 車体販売時にヘルメットの同時購入を推奨

シェアリング事業者が 取り組むべき交通安全対策

- 利用者に対する交通ルール等の周知
⇒ 交通ルールテストに満点でなければ利用できない仕組みを構築
- 乗車用ヘルメット着用の促進
⇒ ヘルメット着用の努力義務について、ウェブサイト等で周知し、アプリ内でも販売をあっせん
- 悪質・危険運転者対策の実施 等
⇒ 警察と連携した、交通違反者に対するサービス利用停止措置又はアカウント抹消措置の実施

プラットフォーム提供事業者が 取り組むべき交通安全対策

- プラットフォームを利用する販売事業者への働き掛け 等
⇒ 販売事業者において購入者の年齢確認を実施することや国土交通省における性能等確認を受けた車体のみを販売すること等を出品規約において販売事業者へ義務付け

- 令和6年11月、施行後1年間の関連事故の発生状況等を踏まえ、警察庁から
・ 交通安全教育内容の充実 ・ 飲酒運転対策 ・ ヘルメット着用の促進
といった対策の更なる推進を関係事業者に対して要請。

具体的取組①（交通ルール等の周知）

【ガイドラインを受けた取組状況】

シェアリング事業者において、警察庁が監修した交通ルールのテストを実施させ、満点でなければ、シェアリングサービスを受けることができない仕組みを構築。

官民連携協議会（令和6年11月）における要請

通行区分違反や信号無視による検挙が多いことを踏まえ、関係事業者による交通安全教育において、歩行者との接触といった重大事故に発展するおそれのある事故の防止に重点を置いた内容の充実を図ること（歩道通行の原則禁止の徹底、横断歩道の手前における車両用信号の遵守 等）。



交通ルールテスト画面
（事業者HPより引用）

【取組強化の事例】

交通ルールテストの改訂を行い、横断歩道での一時停止、車両用信号の遵守、高速道路の進入禁止等に関する出題内容を追加するとともに、全利用者への再受験や出題順のランダム化等のルール改善に向けた運用の改善を実施。

問4 特定小型原動機付自転車は自動車ではないため、道路を横断する歩行者や交差点に進入する他の車両がいなければ、一時停止標識に従わなくても違反にはならない。

問5 原則、歩行者用の信号ではなく、車両用の信号に従わなければならない。

交通ルールテスト追加設問例

【ガイドラインを受けた取組状況】

- 飲酒運転を始めとする違反行為に関する注意喚起や広報啓発。

アプリ上での警告、年末年始における繁華街の貸出拠点への係員配置、ハロウィン期間における警察による交通規制に合わせた一部ポートの利用停止等。

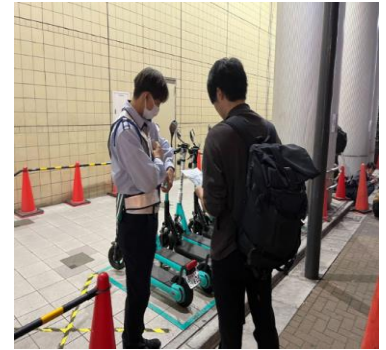
- 交通違反者に対するサービス利用停止措置又はアカウント抹消措置。

官民連携協議会（令和6年11月）における要請

飲酒事故の割合が自転車や一般原動機付自転車と比べて著しく高いことから、利用者による飲酒運転の実態把握及びそれに基づく飲酒運転を防止するための実効的な対策(飲酒運転が多い時間帯・エリアのポートにおける貸出し制限等)を実施すること。

【取組強化の事例】

- 飲酒運転防止のためのポートへの警備員の配置の拡大や貸出し停止等。
 - ・ 利用実態を踏まえた、警備員配置期間や場所の拡大及び貸出しの停止を検討
 - ・ 警察と連携して夜間時間帯に利用が多いポート周辺での広報啓発活動を実施
 - ・ 一部ポートにおいてアルコール検知器を活用した乗車前の飲酒検知の実施を検討
- 車体搭載のGPSによる歩道走行・逆走等の危険走行の検知。



警備員による声掛けの様子（事業者提供）



警察官による声掛けの様子（大阪府警察）

【ガイドラインを受けた取組事例】

- ヘルメット着用の努力義務について、ウェブサイト等で周知。
- 安全講習会、試乗会での着用の呼び掛け。
- アプリ内でのヘルメット販売のあっせん。



事業者HPにおける周知内容

官民連携協議会（令和6年11月）における要請

事故の実態から、ヘルメットの着用率が極めて低調であることを踏まえ、ヘルメットとセットでの貸出しを行うなど、特定小型原動機付自転車の運転者のヘルメット着用率が向上するような実効的な対策を実施すること。

【取組強化の事例】

- 画像認識AIを活用したヘルメット着用者への料金割引サービス導入を検討（※既に一部事業者においては導入済み）。
- 実効的な貸出し方法の検討のため、自治体との協議のうえ、公営施設での貸出し実証を開始（効果検証の上更なる拡大に向けて検討予定）。



画像認識AIによるヘルメット着用検知イメージ（事業者提供）